

**課税証明書交付手続きの際に
各市町村の課税証明書交付申請書と併せて申請窓口にご提出ください。**

大阪公立大学等授業料等支援制度の
申請に係る課税証明書について

大阪府では、大阪で子育てをしている世帯への支援として、令和2年4月から大阪府立大学、大阪市立大学、大阪府立大学工業高等専門学校に入学する学生への授業料等の支援（減免）を行っています。また、令和4年度から新たに、大阪公立大学に入学する学生への授業料等の支援（減免）を行っています。

本制度の実施にあたっては、課税（所得）証明書の提出を求めており、学生及び保護者から当該証明書の発行の求めがある場合には、下記の(2)②ア～ウの項目の課税情報の記載についてご協力をお願いしますとともに、貴市町村における所定の課税証明書等の様式において、(2)②ア～ウの項目が表示されない場合においては、別紙様式又はこれに代わる書面を、所定の課税証明書等と併せて交付していただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 住民税所得課税証明書の交付対象者

学生本人及びその生計維持者（原則、父母）

(2) 必要となる課税証明書について

① 課税対象年度

令和6年度（令和5年1月1日～令和5年12月31日までの所得分）課税証明書

② 必要となる市町村民税の課税情報

- ア． 課税標準額
- イ． 調整控除の額
- ウ． 税額調整額

【担当・問合せ先】

副首都推進局 公立大学法人担当

電話：06-6208-8877（直通）